

婦人と地方自治

婦人が参政権を得るまで

終戦後、わが国における各種の制度には根本的な改革が加えられ、民主主義國家として再編成されることになり、従来懸望されていた婦人参政権の問題がクローズアップされてきたのであります。

この婦人参政権に関しては、明治以来終戦に至るまで、その獲得を目指して、多くの人々の努力が積み重ねられてきたが、遂に報いられることなく終戦を迎えたのであります。

しかし、終戦にもなう諸制度の大改革によつて、婦人参政権の問題も比較的に簡単に解決されたのであります。ですから現在の婦人参政権は、婦人の団結の力があるのではなく、外部からの圧力によつて容易に獲得されたものであります。

日本における民主主義が与えられたものであつて、国民の一人一人の努力により獲得され、培われたものでないと同じように日本の婦人参政権もまた与えられたものであります。ですから、婦人参政権の問題は、制度的には民主的にみえますが、実態的にみる場合は、婦人の生活の中にしつかり根を下し、その生活を支配している封建的な意識が、婦人参政権という民主的な仮面をかぶつて旧態依然たる生活を維持されている傾向が多分にみられるのであります。

婦人参政権が男女の平等、基本的人権の主張という権利の意識の上に立ち、高貴な犠牲によつて得られたものでないところに本質的な大きな問題があるのではないのでしょうか。

婦人参政権を認めていく諸國

婦人参政権が、婦人の教養とか、社会的地位が低いなどの理由によつて久しい間与えられなかつたのは、ひとり我が国のみではなく、世界の大部分の國において行われてきたこととてあります。

婦人参政権の獲得は諸外國においても比較的新しい問題であり、しかも獲得の状況は極めて急激なものがあつてあります。

諸外國における婦人参政権獲得の状況は次のようであります。

- ◎ 第一次大戦前に婦人参政権を認めたる國 四カ國
- ◎ 末期に婦人参政権を認めたる國

九カ國
◎ 後第二次大戦末期迄に婦人参政権を認めたる國 三三カ國

第二次大戦後に婦人参政権を認めたる國

新憲法によれば、その第十四条において、法のもとにおける男女平等を明確にし、また第四十四条においては選挙の資格に関する男女の平等を規定してあります。このように國家の最高の法規である憲法の規定によつて、婦人参政権は充分な保障を受けているのであります。その結果、戦後の各種の選挙において婦人は選挙権を充分に行使でき、あるいは選挙権を充分に行使し、男子に負けない程の活躍をしていく婦人もあります。

かくして、多数の婦人が社會の各分野に進出し、活躍する事によつて婦人の社會的地位や婦人に対する社會的評價が従来に比較してずつと高まつてきていくということができそうです。

婦人参政権は、民主國家において婦人が当然享有すべき基本的な権利であるとともに、このような権利の正当な行使に

裏も表もない選挙

よつて婦人の社會的地位も男子に比して劣らぬ程向上されるものであり、また自ら政治に関与することによつて、自分達の生活を一層よりよいものにする事ができるという意味をもつてあります。

婦人の社會的地位

婦人参政権は、このような意味をもつてあります。この婦人参政権を行使すべき主体である婦人の現状はどうでしょうか、また現在の婦人の社會的地位はどうなるのでしょうか、わが國においては昔から婦人は政治と行政などについて関心をもち、とは固く禁ぜられ婦人自身も関心をもち、としなかつたやうです。一切の政治に関心をもち、家を中心としてその中に忍従してゆくのが模範的な嫁であり、婦人のあるべき立場とされてきました。

個人の尊厳とか、人間の自由というものは、封建的な家族制度の中に全く没し去り東洋的な伝統という美しいヴェールの下に否定されたのであります。先頃行われた地方自治に関する世論調査においても、婦人層の政治に対する関心、自治に対する認識

は極めて低いものがあり、婦人の大部分は「そのような政治上の話やむずかしいことはお父ちゃんに聞いてくれ」とか「毎日の生活に忙しくてどうも政治に関心をもちようなどはない」と答えておられます。

このような婦人の声はわが國の封建的家族機構や社會組織の残滓の中に忍従する婦人の經濟生活の重圧にあえぐ婦人の声でもあります。ですからこのような生活態度を婦人が続ける限りは、参政権が与えられたとしても棄権に終るか、あるいは自由な個人の意志の表明に基づく投票は望み得ないと言わざるを得なかつたのであります。ですから、男女同権という言葉が単なる觀念的なものに終らず、婦人の社會的地位が現時的にも男子と同程度に認められ、婦人の社會的地位に対する認識が充分浸透するようにならなければいけません。経つても公平な世論を代表する民主政治は行われません。

婦人の活躍

な機會を作るようにつとめませう。試みに地方自治の分野における婦人進出の一例をとつてみますと、國、県及び市町村の議員や町長として活躍している人々の数は昭和二十二年四月及び昭和二十六年四月の選挙の結果によれば次のようであります。

國會議員	二五	二四
市町會議員	七七一	九五一
町長	五	七

これによつても判るように、二十二年と二十六年とを比較してみますと、この四年間における婦人層の進出は著しいものがあるといえます。而も数字は二十六年の選挙に改選期になつた現職の者を含んでおられませんから實際の数字はこれを上廻る予定です。

その他教育委員六一人、調停委員三・一三二人、人権擁護委員八八人などの数字は各界の公職における婦人の活躍を示すものであります。また市町村における婦人會等、各種の団体における婦人の活躍にも相当目覚ましいものがあります。

赤い羽、赤十字などの共同募金、教育衛生をはじめとして比較的趣味な分野において住民の日々の生活を向上させるために熱心として活躍しています。

最近における特設の建設に対する婦人會の反対運動、日常生活に直接影響する物價の値上げ、停電スト等に対する主婦連合の積極的な動き、公明選挙運動における婦人の協力など婦人層の力が活躍に再認識されつてあります。

このように婦人は、地方自治をはじめとして各分野においてかなりの活躍を行ひ、その社會的地位は漸次認識されつてあります。

婦人が婦人の力を自覚し、自分達の生活を一層豊かなものとし、その社會的地位の向上をはかるために、たゆみなき努力を重ねるとともに國民の生活と一番密接な關係にある地方自治の確立に協力されるように希望いたします。

わが國の國會は、衆議院に代つて統治権を行う院と參議院から構成されています。衆議院は、選挙で選ばれる國民の代表機關であり私達

衆議院と參議院の性格

衆議院の性格は、衆議院に代つて統治権を行う院と參議院から構成されています。衆議院は、選挙で選ばれる國民の代表機關であり私達

衆議院の性格は、衆議院に代つて統治権を行う院と參議院から構成されています。衆議院は、選挙で選ばれる國民の代表機關であり私達

あり、わが國唯一の立法機關である。兩院は各々會議を別々に開き、その結果が兩方一致し、初めて國會の議決が成立する。

これは兩院ともそれぞれ独立した見解をなすに依つて、議決をなすに依つて、兩院が必ずしもその性格を異にするべきは當然と言えよう。従つて、兩院の議員の性格も又、おのづから異なるべきであらう。即ち兩院の構成において選挙区、議員となり得る年齢及び定数等にその差違が見られる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。衆議院は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

公明選挙の必要

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。

衆議院の議員の任期は四年であるのに対して參議院の議員の任期は六年であり、三年毎に議員の半数を改選することになつてゐる。また兩院議員の選挙権は、満二十歳以上で同じであるのに対して、參議院は、満三十歳以上となつてゐる。その定数は、衆議院が全国で四六六人、長崎縣が九人、その他の各府縣が平均して二人となつてゐる。